

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月21日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

## 第1 監査の概要

### (1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

### (2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

### (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

### (4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

## 第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
東 京 事 務 所	令和5年5月31日	松田委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和5年6月8日	松田委員	—
農業総合研究センター畜産研究所	令和5年6月8日	海老名委員	—
農業総合研究センター養豚研究所	令和5年6月8日	海老名委員	—
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	松田委員	—
置 賜 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	松田委員	—
酒 田 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	海老名委員	—
大 阪 事 務 所	令和5年6月19日	奥山委員	松田委員
名 古 屋 事 務 所	令和5年6月19日	高橋委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所	令和5年6月19日	奥山委員	松田委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月19日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和5年6月22日	高橋委員	海老名委員
河 北 病 院	令和5年6月22日	高橋委員	—
港 湾 事 務 所	令和5年6月23日	奥山委員	松田委員
こ こ ろ の 医 療 セ ン タ ー	令和5年6月23日	奥山委員	松田委員

## 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査

の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 農業総合研究センター水田農業研究所

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

一般需用費（作業手袋等）

検査日 令和4年4月27日

請求書受理日 令和4年8月24日

支払日 令和4年8月31日

支出額 65,418円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 5件 合計395,737円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（肥料等）

検査日 令和4年6月9日

請求書受理日 令和4年8月17日

支払日 令和4年8月31日

支出額 84,720円

ロ 農業総合研究センター畜産研究所

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

- a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件

農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年10月7日

調定日 令和4年12月7日

調定額 198,000円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 1件

農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年11月4日

調定日 令和4年12月7日

調定額 9,900円

ハ 農業総合研究センター養豚研究所

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前回監査で指導された事項について、改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるもの

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件

農業公所生産物売払収入（種豚売払い）

納期限 令和4年6月21日

納入日 令和4年7月15日

金額 130,900円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの 2件 合計  
5,200円

主な事例は以下のとおり

農業公所生産物売払収入（精液売払い）

納期限 令和4年4月25日

納入日 令和4年6月16日

金額 2,600円

## ニ 村山電気水道事務所

- (イ) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

行政資産の使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 1件

使用する財産 管理棟

使用目的 冷涼飲料水自動販売機設置

使用期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

### イ 収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（農業総合研究センター水田農業研究所）

### ロ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（置賜電気水道事務所）  
(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（村山電気水道事務所）

### ハ 契約

- (イ) 業者の選定・決定が適切でないもの（河北病院）